

坂井市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

1 目標

坂井市建築物耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市町民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、坂井市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下、「アクションプログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組みを位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2 位置づけ

アクションプログラムは、坂井市建築物耐震改修促進計画第2章に基づき策定する。

3 取組内容・目標・実績

| 計画 | 令和6年度取組み内容 | 令和6年度目標 |
|------|---|---|
| | <p>【財政的支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 住宅の耐震診断等費に対する一部補助を実施 ii) 住宅の(耐震設計費～)耐震改修費に対する一部補助を実施 <p>【普及啓発等】</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進 <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度は三国地区を中心に約600戸の戸別訪問を実施 なお、戸別訪問は令和16年度までに全戸(約8600戸)実施予定 ii) 耐震診断実施者に対する耐震化促進 <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断の結果報告時に県が作成する耐震改修事例集を配布することにより耐震改修を促進 ・耐震診断後に補強プランを作成するとともに、耐震改修費の概算費用を提示 ・県と連携して耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない者に対してDMによる耐震化促進を実施 iii) 改修事業者の技術向上等 <ul style="list-style-type: none"> ・県と連携して改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年1回以上実施 ・県が登録・作成する耐震改修事業者の名簿を公表 iv) 一般市町民への周知普及 <ul style="list-style-type: none"> ・耐震改修の必要性を広報紙等により周知 ・イベント等でのブース展示 ・チラシにより制度概要等の周知を実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅耐震診断費補助戸数：20戸 ・木造住宅補強プラン作成費補助戸数：20戸 ・木造住宅耐震診断費補助戸数（伝統診断法）：1戸 ・木造住宅補強プラン作成費補助戸数（伝統耐震診断法）：1戸 ・古民家鑑定：1戸 ・床下インスペクション：1戸 ・木造住宅耐震改修工事費補助戸数：5戸 <p>前年度までの実績</p> <p>前年度までの累計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅耐震診断費補助戸数：154戸 ・木造住宅補強プラン作成費補助戸数：155戸 ・木造住宅耐震改修工事費補助戸数：37戸 <p>令和5年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅耐震診断費補助戸数：12戸 ・木造住宅補強プラン作成費補助戸数：12戸 ・木造住宅耐震改修工事費補助戸数：2戸 <p>令和4年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅耐震診断費補助戸数：5戸 ・木造住宅補強プラン作成費補助戸数：5戸 ・木造住宅耐震改修工事費補助戸数：3戸 |
| 自己評価 | 前年度（令和5年度）の取組み実績 | 前年度（令和5年度）の課題 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ・広報誌における事業案内等による補助事業の制度周知を実施 ・個別訪問により住宅所有者に対する直接的な制度周知を実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・今後も事業の推進に向け、引き続き補助制度の利用促進を図る必要がある。 <p>改善策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベント等へのブース展示による普及啓発や戸別訪問を実施し、引き続き各種補助制度を積極的にPRする。また、無料相談会等も実施する。 |